

ガイドラインの運用状況について(14年11月～15年1月)

2015年2月19日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1 (1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2014年11月21日の「経営者連絡会」で実施しました。

Ⅱ-1-1 (2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2014年11月21日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、11月12日、12月15日、1月27日(親会)、11月6日、12月9日、1月13日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、11月28日、12月19日、1月23日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～4ページ参照)

Ⅱ-1-1 (3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ-1-1 (4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に、スカパー!プレミアムサービスにおいて開局がありましたので、該当の事業者に対し「(イ) 参入登録一般放送事業者への説明の実施」「(ウ) 参入登録一般放送事業者への役務提供開始プロセス」に基づき、提供開始手続きを行っております。

Ⅱ-1-1 (5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に、閉局チャンネルはありませんでした。

Ⅱ-2-1 (1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-1 (2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 今後のスカパー!プレミアムサービスのパック・セットの在り方について、普及委員会及び各WGと意見交換を行っています。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また11月21日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しました。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更は、ありませんでした。（詳細については「別紙2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2014年11月21日、12月25日、1月28日に開催いたしました（「別紙3」参照）。

その他

- ・ 個人情報に関する事故発生時における各放送事業者様との連携についてのルールを整備し、衛星放送協会倫理部会と共有しました（「別紙4」参照）。
- ・ 第一興商様とは、スカパー！プレミアムチューナー開発に関して、引き続き意見交換を行っております。尚、2月17日に、4月1日から、「4K対応スカパー！プレミアムサービスチューナー（衛星/光 両対応）」を、レンタル及び販売（販売は4月下旬予定）開始する旨を発表いたしました。

以上